

南部町障害者活躍推進計画（第２期）

機関名	南部町
任命権者	南部町長
計画期間	令和７年４月１日～令和12年３月31日（５年間）
南部町における障害者雇用に関する課題	当町では、本計画の第１期期間（令和２～６年度）のうち令和３年度～令和５年度の障害者雇用率が法定雇用率を下回っており、安定した雇用率を維持できていません。 さらに、地方公共団体における障害者の法定雇用率は、令和８年７月１日から３.０％に目標が引き上げられることとなり、会計年度任用職員を含めた積極的な採用活動を行っていく必要があります。 また、採用した職員が職場に定着し、長期にわたって活躍できるよう、その障害の特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指し、更なる体制整備や各種取組を進める必要があります。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年６月１日時点） （各年度）当該年６月１日時点の法定雇用率以上 （参考）令和６年６月１日時点の実雇用率： ３.19％ （評価方法）毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③キャリア形成に関する目標	【障害者が担当する職務の拡大】 本人の希望を踏まえ、新たな職域を開拓する。 （評価方法）人事記録を元に把握・進捗管理。

取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 身体障害等により従来 of 業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
その他	○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。